

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年8月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900039号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900022号

第1 結論

請求者のA社B営業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和27年9月10日から昭和27年7月7日に訂正し、昭和27年7月及び同年8月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和27年7月7日から同年9月10日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和27年7月7日から同年9月10日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和27年7月7日から同年9月10日まで

昭和27年5月6日にA社(本社)に入社し、D県のE工場で2か月間の初任者教育を受け、昭和27年7月7日に同社B営業所に異動となった。しかし、同社B営業所における厚生年金保険の資格取得年月日が昭和27年9月10日となっているので、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された入退社記録、同社人事部担当者の陳述及び同僚の回答等により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(同社本社から同社B営業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、請求者と同時期に異動したとする同僚の回答及び陳述、請求者の記憶並びに当該同僚及び請求者に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和27年7月7日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿により確認できるA社B営業所におけ

る昭和 27 年 9 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 27 年 7 月及び同年 8 月の期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険出張所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900048号
厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1900002号

第1 結論

昭和34年4月1日から昭和41年4月1日までの請求期間について、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月1日から昭和41年4月1日まで

支給済期間 : ①昭和34年4月1日から昭和36年4月1日まで
②昭和36年4月1日から昭和41年4月1日まで

請求期間について脱退手当金が支給済みと記録されているが、身に覚えはなく、請求書及び領収書の署名、捺印はしていない。また、支給日はA県に住所しており、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書及び領収書には、請求者の実家の住所が記載されている上、請求者の記名及び押印も確認できる。

また、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、社会保険事務所(当時)は、脱退手当金裁定請求書を請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約5か月後の昭和41年8月30日に受付しており、脱退手当金を当該請求書の受付日から約3か月後の昭和41年11月24日に支給しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。